



大阪で いちばん きれいな まち「くまとり」をめざして

美しいまちづくり 行動計画

第 3 期(平成 28 年度～平成 31 年度)



平成 28 年 3 月策定

熊取町

— 目 次 —

環境美化の推進に係る種々の取組事項（町の取組事項）	1
（1）町民等及び事業者に対する環境美化の啓発及び教育に関する事項	1
①広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発	1
②計画的なキャンペーン活動の実施	2
③環境美化活動を実施する団体の紹介	2
④美化推進モデル地区の指定	2
⑤小学校の環境美化教育の実施（井戸端セミナーの活用）	3
⑥町民等を対象とした環境美化学習の推進（井戸端セミナーの活用）	3
（2）町民等及び事業者が行う美化活動に対して町が行う支援に関する事項	4
①自治会、ボランティア団体等、自主的に環境美化活動を実施する団体に対するごみの収集等の支援	4
②環境美化に寄与していると認める団体の表彰	4
③アドプトプログラムの活性化	5
（3）飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項	7
①広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発	7
②地域自治会等における啓発活動の推進	7
（4）町民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項	8
①庁内における推進体制の充実	8
②町民等・事業者・行政による協働体制の推進	8
（5）美化重点地域（駅周辺）における町の取組に関する事項	9
①美化重点地域の清掃活動の実施	9
②重点的な啓発キャンペーン活動の実施	9
（6）路上喫煙禁止区域における町の取組に関する事項	10
①広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発	10
②計画的なキャンペーン活動・パトロールの実施	10
③環境美化活動の実施	10
（7）空き家・空き地の適正な管理に関する事項	11
①広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した適正管理の周知	11
②パトロールの実施等による適正な指導	11
その他の事業	12
・ごみの不法投棄対策に関する事項	12
・違法広告物対策に関する事項	12
・落書き対策に関する事項	12

環境美化の推進に係る種々の取組事項(町の取組事項)

この行動計画は、美しいまちづくり条例第3条に規定されている「町長の責務」に基づいて、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざすために必要な施策としての「町の取組事項」について、事業の概要を示し、平成28年度から4ヶ年の目標を設定して進行管理を行い、また、他方では、次期「美しいまちづくり推進基本計画」(平成32年からの概ね10年間を想定)の策定作業に併せ、当該行動計画の内容の精査・見直しを行います。

(1) 町民等及び事業者に対する環境美化の啓発及び教育に関する事項

① 広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発

大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざして、町内でのポイ捨てによるごみの散乱等を防止するために、広報「くまとり」や町ホームページ等の媒体を効果的に活用し、町民等への美化意識の啓発活動を継続的に展開します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
広報「くまとり」による啓発記事の掲載	美しいまちづくり推進課	広報への啓発記事の掲載	年1回掲載
	環境課	広報への啓発記事の掲載	年2回掲載
	道路課	広報への啓発記事の掲載	年1回掲載
環境美化推進団体の紹介 (地域・河川 隔年1回)	環境課	地域の美化活動団体の紹介	隔年1回掲載 29年度 31年度
	水とみどり課	河川の清掃活動団体の紹介	年1回掲載
町ホームページへの啓発記事の掲載	美しいまちづくり推進課	美化意識の啓発記事の掲載	掲載/随時更新
	環境課	地域の美化活動の紹介等	掲載/随時更新
	道路課	美化意識の啓発記事の掲載	掲載/随時更新
	水とみどり課	河川の美化活動の紹介等	掲載/随時更新
facebook への啓発記事の掲載	美しいまちづくり推進課	美化意識の啓発記事の掲載	掲載/随時更新
	環境課	美化意識の啓発記事の掲載	掲載/随時更新
	道路課	美化意識の啓発記事の掲載	掲載/随時更新
	水とみどり課	美化意識の啓発記事の掲載	掲載/随時更新

②計画的なキャンペーン活動の実施

町が行う行事等の機会を捉え、効果的なキャンペーン活動を実施します。また、町民等に参加していただくことで、ポイ捨て行為によるごみの散乱について考えるなど、自ら行動を起こすことが出来るよう、効果的な手法を検討します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
環境美化強調月間でのキャンペーンの実施	美しいまちづくり推進課	キャンペーンの実施	5月及び11月に実施
河川愛護月間でのキャンペーンの実施	水とみどり課	キャンペーンの実施	7月に実施
道路ふれあい月間でのキャンペーンの実施	道路課	キャンペーンの実施	8月に実施

③環境美化活動を実施する団体の紹介

地域で環境美化活動を実践している団体・個人に関する情報等を収集し、広報紙等に掲載するなど広く町民等に紹介します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
広報「くまとり」等を活用した環境美化活動を実施する団体の紹介	美しいまちづくり推進課 環境課	環境美化活動を実施する団体の紹介	団体の紹介

④美化推進モデル地区の指定

条例で定められている美化重点地域は、JR熊取駅並びに駅前公園等を中心とした一定の区域を指定しているが、小規模な区域において清掃や花による植栽などの活動を行っている箇所の美化推進モデル地区の指定について検討します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
美化推進モデル地区の指定	美しいまちづくり推進課	地区指定の協議・検討	指定の検討
美化推進モデル地区の紹介・啓発	美しいまちづくり推進課	広報・ホームページによる啓発や周知の実施	掲載/随時更新

⑤小学校の環境美化教育の実施（井戸端セミナーの活用）

小学校の環境美化教育については、副読本「わたしたちの熊取町」による、3年、4年を中心に、環境美化に関する授業をカリキュラムに組み込み、各小学校において、町職員による出前講座でのごみの出し方や環境センターの見学など、小学校での環境美化教育の支援を行います。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
小学校での環境美化教育に対する支援	学校教育課 環境課 環境センター 美しいまちづくり推進課	環境美化教育の支援 施設見学	環境美化教育の支援 施設見学
副読本「わたしたちの熊取町」による美化の啓発 (小学校3,4年対象)	学校教育課	副読本の配布 環境美化教育の実施	配布・啓発 授業の実施

⑥町民等を対象とした環境美化学習の推進（井戸端セミナーの活用）

ごみ等のポイ捨て防止は、「子ども」だけではなく、「大人」への啓発・指導も重要な課題ですが、行政からの一方的な働きかけでは理解が得られないのが現状です。そこで、地域での環境美化として行動が起こせるような事例を提供します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
井戸端セミナーの実施	環境課 環境センター 美しいまちづくり推進課	ゴミの分別・出し方 講座内容の検討	地域へ啓発 随時実施
環境フェスティバルの実施・充実	環境課 環境センター 美しいまちづくり推進課	環境フェスティバルの実施・充実	実施（11月）

(2) 町民等及び事業者が行う美化活動に対して町が行う支援に関する事項

①自治会、ボランティア団体等、自主的に環境美化活動を実施する団体に対するごみの収集等の支援

地域の自治会等の町民団体や、事業所の地域貢献による環境美化活動の支援として、ゴミ袋の提供と回収されたごみの収集処理等を行います。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
地域一斉清掃活動後の支援	美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター	ごみ袋、軍手の配布 地域一斉清掃活動でのごみの収集・処分	年2回実施 5月及び11月
町職員等の環境美化活動の支援	美しいまちづくり推進課 環境課	町職員による地域一斉清掃に合わせた活動支援	年2回実施 5月及び11月
地域の自主的な環境美化活動後の支援	美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター 道路課 水とみどり課	自主清掃活動の支援 ごみ袋の配布 ごみの収集・処分	随時実施
リフレッシュリバー推進会議の河川清掃活動後の支援	水とみどり課 美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター	河川の清掃活動への参加 ごみの収集・処分	年1回実施 10月
各種ボランティア団体の清掃活動後の支援	美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター	自主清掃活動の支援 ごみ袋の配布 ごみの収集・処分 活動団体への補助金の交付	随時実施

②環境美化に寄与していると認める団体の表彰

地域の環境美化に多大な寄与のあった団体に感謝の意を表すための制度を検討します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
環境美化表彰規定策定	美しいまちづくり推進課 環境課	表彰規定策定等	表彰規定策定等の検討

③アドプトプログラムの活性化

道路や河川において設置されているアドプト・ロードやアドプト・リバーによる美化活動の推進、また、「地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>」などの協力により、美しいまち「くまとり」を推進するため、それぞれの団体が実施する事業を支援します。さらに、議員や町職員による道路清掃活動の実施などにあらゆる方々が参加して、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざします。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
アドプト・ロードによる地域の美化活動の推進 (町の参加団体数：17団体) (府の参加団体数：7団体)	岸和田土木事務所 道路課	参加団体への活動支援 地域の美化活動の推進	事業支援
アドプト・リバーによる地域の美化活動の推進 (府分団体数：2団体)	岸和田土木事務所 水とみどり課	参加団体への活動支援 地域の美化活動の推進	事業支援
議員と職員による道路清掃活動	美しいまちづくり推進課 議会総務課	美化活動の実施	年2回実施
地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>による駅前環境美化活動の推進	道路課 岸和田土木事務所	プロジェクトの継続実施 駅周辺の美化活動の推進	事業支援
リフレッシュリバー推進会議への支援	水とみどり課	河川の清掃活動への参加 ごみの収集・処分	年1回実施
各種ボランティア団体の清掃活動後のごみ等の収集・処理の支援	美しいまちづくり推進課 環境課	自主清掃活動の支援 ごみ袋の配布 ごみの収集・処分 活動団体への補助金の交付	随時実施

大阪府 アドプト・ロード・プログラム (大阪府ホームページより)

アドプト・ロード・プログラムの原型は、米国のアドプト・ア・ハイウェイ・プログラムです。このプログラムは1985年頃、米国のテキサス州交通局（Department of Transportation）により始められました。当時、州ハイウェイの散乱ごみの清掃を行っていた州の交通局が、毎年15%から20%の割合で増えつづける清掃費用に困り、市民に協力を呼びかけたところ、市民グループや企業からの賛同を得て活動が始まりました。

アメリカで市民たちが道路をわが子のように面倒を見ているこの制度をヒントに、住民とのパートナーシップによる「公共施設の美化」の新たな取組「アドプト・ロード・プログラム」が1998年から日本でも香川県の善通寺市などで導入されました。大阪府においても平成12年8月より、「地域に愛される美しい道路づくり」「住民と行政との新たなパートナーシップの構築」を目指し、「大阪府 アドプト・ロード・プログラム」を開始しました。

くまとりアドプト・ロード・プログラム

「くまとりアドプト・ロード・プログラム」は、熊取町が管理する道路の一定区間において、地元自治会や企業等の団体が、自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を行うことを支援することにより、地域に愛されるきれいな道路づくりや、地域の環境美化に取り組み、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」を目指すことを目的としています。

大阪府 アドプト・リバー・プログラム（大阪府ホームページより）

大阪府では、府民の皆さんとともに、地域に愛され大切にされる川づくりをめざしています。そこで、自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を、平成13年7月から、地元市の協力のもとでスタートしました。

「アドプト・リバー・プログラム」の「アドプト」とは、「養子にする」という意味です。

このプログラムは、地域の団体等に河川の一定区間の美化活動を継続的に行っていただくもので、河川管理者（各土木事務所など）、参加される団体、及び地元市町村の三者で、参加団体の美化活動の内容や、河川管理者・市町村の協力・分担内容などを定めて協定を結ぶものです。

地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>

地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>では、平成17年度からプロジェクトに取り組み、支援用の自動販売機の設置やイベント実施により、中学校の吹奏楽部の演奏、花いっぱいプロジェクト、クリーンプロジェクト、駅通路の手すりを利用した子どもの絵画ギャラリーなど、多彩なイベントを実施しております。



(3) 飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項

① 広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発

公共の場所に放置された犬のふんは、ポイ捨て以上にまちの美観を損ないます。犬の飼い主に対しては、ふんの放置をしないよう「広報くまとり」等のメディア媒体を活用し、効果的な啓発活動を行います。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
広報「くまとり」による啓発記事の掲載	環境課	広報への啓発記事の掲載	年4回掲載
町ホームページの啓発記事の掲載	環境課	ホームページへの啓発記事の掲載	掲載/随時更新

② 地域自治会等における啓発活動の推進

地域の自治会や、飼い主等が相互連携して実施する自主的な啓発活動については、看板等を必要に応じて供与します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
啓発看板等を自治会へ配布	環境課	啓発看板の配布	随時配付
犬のふん防止対策の検討	環境課	効果的な制度・新たな取組の検討	防止対策の検討・推進



(4) 町民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項

① 庁内における推進体制の充実

美しいまち「くまとり」の推進には、道路・河川・公園の管理やまちの景観に関する事業部、ごみ、生活環境に関する住民部、各施設を管理する、健康福祉部、上下水道部、教育委員会などの庁内関連部署や、大阪府、法令により取り締まる警察署などの関係機関による相互の協力体制が重要です。そのため、環境美化に対する施策を効果的に進めるために、「くまとり」美しいまちづくり推進委員会により住民等の意見を拝聴しながら事業検討します。また、庁内の関係機関である「美しいまちづくり連絡協議会」により新規事業等の検討を行います。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
美しいまちづくり連絡協議会による他の行政機関と連携し、まち美化に関する施策の推進、実行、新規事業検討	美しいまちづくり推進課 環境課	まちの美化に関する取組事項の検討 まちの美化の推進	随時開催
「くまとり」美しいまちづくり推進委員会による町の美化に関する施策の推進と美しいまちづくり推進基本計画で定めた事業の進捗状況検証・評価等	美しいまちづくり推進課 環境課	各種施策の検討 各事業の点検・評価	委員会の開催 (必要に応じて年1～2回)

② 町民等・事業者・行政による協働体制の推進

町内で自主的に環境美化活動を実施している自治会をはじめ、団体や企業・事業所等及び行政が情報の共有や意見交換など協力体制がスムーズに行える制度を検討します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
自主的な環境美化活動の協力体制制度検討	美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター	環境美化団体の相互の協力体制の検討	制度の検討・制定
自主的な団体等の情報を共有できる制度の検討	美しいまちづくり推進課 環境課 環境センター	環境美化団体の相互の情報共有制度の検討	制度の検討・制定

(5) 美化重点地域（駅周辺）における町の取組に関する事項

① 美化重点地域の清掃活動の実施

美しいまち「くまとり」を推進するため、条例に定める町の玄関口でもある、熊取駅前の美化重点地域の清掃活動を、地域の魅力づくりプロジェクト<熊取>やアドプト・リバー・向田等への協力と活動を充実させる施策の検討を行います。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
熊取駅前周辺地域などの美化重点地域における清掃活動の充実施策の検討・実施	美しいまちづくり推進課 道路課 水とみどり課 環境課 シティプロモーション推進課	美化活動の連携・協力を図る施策の検討 各種キャンペーン等の実施	施策の検討 清掃活動の実施

② 重点的な啓発キャンペーン活動の実施

人が多く集まる熊取駅周辺等で行う様々なキャンペーン活動は、大きな効果が期待できるため、啓発活動を重点的に実施します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
美化強調月間での啓発活動の実施 (のぼりの掲揚など)	美しいまちづくり推進課 環境課	キャンペーン実施による美化意識の向上	5月及び 11月実施
河川愛護月間での啓発活動の実施 (のぼり掲揚など)	水とみどり課	キャンペーン実施による美化意識の向上	7月実施
道路ふれあい月間での啓発活動の実施 (のぼり掲揚など)	道路課	キャンペーン実施による美化意識の向上	8月実施

(6) 路上喫煙禁止区域における町の取組に関する事項

① 広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した美化意識の啓発

路上喫煙禁止区域内での路上喫煙禁止やごみのポイ捨てを防止するために、広報「くまとり」や町ホームページ等の媒体を効果的に活用し、町民等への美化意識の啓発活動を継続的に展開します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
広報「くまとり」による啓発記事の掲載	美しいまちづくり推進課 環境課	広報による美化意識の啓発	年4回掲載
町ホームページへの啓発記事の掲載		ホームページによる美化意識の啓発	掲載/随時更新
facebook への啓発記事の掲載		Facebook による美化意識の啓発	掲載/随時更新

② 計画的なキャンペーン活動・パトロールの実施

路上喫煙禁止区域である熊取駅周辺等で行うキャンペーン活動は、大きな効果が期待できるため、横断幕やのぼり旗を掲揚し、啓発活動を重点的に実施します。また、職員が路上喫煙禁止のパトロールを行い、条例による適正な実施に努めてまいります。また、キャンペーン・パトロールを効果的に行うため、方法、範囲を検討し実施します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
路上喫煙禁止のキャンペーン活動の実施 (のぼりの掲揚など)	美しいまちづくり推進課 環境課	キャンペーン実施による美化意識の啓発	5月及び 11月実施
路上喫煙禁止のパトロールの実施	美しいまちづくり推進課	パトロールの継続的な実施	随時継続実施

③ 環境美化活動の実施

町の玄関口でもある路上喫煙禁止区域や美化重点地域内の清掃活動を、住民の協力を得ながら実施できるように施策の検討を行います。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
熊取駅前周辺地域における清掃活動の実施	美しいまちづくり推進課 環境課	キャンペーン等各種清掃活動の実施	5月・11月実施

(7) 空き家・空き地の適正な管理に関する事項

① 広報「くまとり」、町ホームページ等を活用した適正管理の周知

空き家及び空き地の所有者が適正管理するよう、広報「くまとり」や町ホームページ等の媒体を効果的に活用し、周知します。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
広報「くまとり」による啓発記事の掲載	環境課 美しいまちづくり推進課	広報・ホームページへの啓発記事の掲載	年1回掲載
町ホームページへの啓発記事の掲載			

② パトロールの実施等による適正な指導

空き家及び空き地のパトロールの実施や住民等からの情報等により不適正な事案については条例に基づき必要な措置をとるよう勧告、命令などを行います。

<具体的な事業>

事業の概要	担当課	目標項目	28年度～31年度行動計画
町内パトロールの実施	環境課 美しいまちづくり推進課	パトロールの実施	随時実施
空き家・空き地の適切な指導	環境課	適切な指導の実施	随時実施

その他の事業

前述の町の取組事項のほか、快適な生活環境の保全のために、以下の事項についても取組みます。

- ・ごみの不法投棄対策に関する事項

(不法投棄パトロールの実施及び監視の強化)

日常的なパトロールに加え、町内を5つに分けて、美しいまちづくり推進課の各グループが担当となり、町全域のパトロールの強化を行います。また、監視カメラによる監視体制や警察関係部署との連携により、不法投棄の抑止に努めます。さらに、泉佐野警察や岸和田土木事務所、泉佐野市、田尻町等とともに地域一斉パトロールを行います。

- ・違法屋外広告物対策に関する事項

(違法屋外広告物パトロールの実施及び簡易除去の実施)

職員による日常的なパトロールの強化に加え、関係部局の協力を得て、撤去活動や、掲出者への指導を行います。張り紙や立看板等の簡易除去は、現在シルバー人材センターに委託していますが、加えて、自治会、町民等、事業者、行政が協働体制で取り組んでいきます。また、大阪府宅地建物取引業協会と協力し、熊取駅周辺の簡易除去を行います。

- ・落書き対策に関する事項

(落書きに対する効果的・広域的な啓発)

まちの美観を損ねる落書きについては、広報「くまとり」、町ホームページへの記事掲載等、メディア媒体を効果的に活用し広域的な啓発を実施するとともに、施設管理者への消去要請を行います。また、町民等と消去活動ができるよう、効果的な防止対策や協働による消去活動の手法等の調査や研究を行います。

第3期「美しいまちづくり行動計画」

平成28年3月策定

熊取町住民部美しいまちづくり推進課

〒590-0495

大阪府泉南郡熊取町野田 1-1-1

電話 072-452-6094

